



熊本県公報

号外 第4号
令和7年(2025年)
3月7日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例
○熊本県手数料条例等の一部を改正する条例…………… (財政課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県手数料条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県手数料条例の一部改正【第1条】
 - (1) 手数料の額を改定することとしたもの
 - ア 犬又は猫の引取り手数料(第2条関係)
 - 1,000円ほかから2,000円ほかに改定
 - イ 林業研究・研修センター試験手数料(第2条関係)
 - 72,380円ほかから72,410円ほかに改定
 - ウ 産業技術センター分析、試験又は設計手数料(別表第27関係)
 - 1,900円ほかから2,000円ほかに改定
 - エ 農業研究センター分析試験手数料(別表第28関係)
 - 2,980円ほかから2,990円ほかに改定
 - (2) 手数料を廃止することとしたもの
 - ア 自動車保管場所標章交付手数料(第2条関係)
 - イ 自動車保管場所標章再交付申請手数料(第2条関係)
 - (3) その他規定の整理を行うこととした。(第3条関係)
- 2 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正【第2条】
 - 道路交通法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(別表第31関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 5 手数料の廃止に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。(附則第3項関係)

条 例

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年3月7日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第1号

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例

(熊本県手数料条例の一部改正)

第1条 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第483号及び第484号を次のように改める。

(483) 及び(484) 削除

第2条第1項第582号の11イ(ア)中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ(イ)中「200円」を「400円」に改め、同項第652号ウ中「72,380円」を「72,410円」に改める。

第3条の表中「、第412号及び第483号(自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による通知を行ったときの保管場所標章の交付に係る部分を除く。)」を「及び第412号」に改める。

別表第27化学分析の項中「1,900円」を「2,000円」に、「2,440円」を「2,500円」に改め、同表化学及び物理試験の項中「2,760円」を「2,770円」に、「30,030円」を「31,500円」に改め、同表食品試験の項中「30,450円」を「30,500円」に、「19,980円」を「20,000円」に改める。

に、「4,510円」を「4,550円」に、「48,790円」を「49,010円」に、「12,670円」を「12,750円」に、「23,990円」を「24,000円」に改め、同表機械試験の項中「9,090円」を「9,000円」に、「1,050円」を「1,060円」に、「6,520円」を「6,750円」に改め、同表金属分析の項中「2,330円」を「2,400円」に、「5,480円」を「5,900円」に改め、同表金属試験の項中「1,250円」を「1,240円」に、「20,080円」を「20,050円」に、「12,600円」を「12,650円」に改め、同表窯業試験の項中「1,490円」を「1,500円」に、「8,280円」を「8,470円」に改める。

別表第28農産物及びその加工品の項中「2,980円」を「2,990円」に、「19,980円」を「20,000円」に、「1,960円」を「1,970円」に、「5,710円」を「5,800円」に、「6,040円」を「6,050円」に改める。

(熊本県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県手数料条例の一部を改正する条例(令和6年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第31備考2の改正規定中「150円を、」を「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円」に、「200円を、」を「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている申込みに対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。別表第1手数料の項第434号及び第435号を次のように改める。

434 及び435 削除